

## 第7回

### 行政区のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年9月22日  
開会 11時10分 閉会 11時44分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 中橋友子  
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 若山和幸  
岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥  
芳滝仁 千葉幹雄 小川純文 藤原孟  
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 佐藤記者(道新)
- 5 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 北原正喜
- 6 審査事件 1 行政区等のあり方について  
2 その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

## ◇ 内容

(開会 11:10)

○委員長(中橋友子) ただいまから、行政区のあり方調査検討特別委員会を開催いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配布させていただきましたレジュメのとおりであります。

はじめに、諸般の報告をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長(萬谷司) 田口委員から本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。

○委員長(中橋友子) それでは、早速議題に入らせていただきます。1番目、行政区等のあり方につきまして、この間の取組の資料を皆さんのお手元に配布させていただいております。

これにつきまして、議事課長より説明をいただきます。

議事課長。

○議事課長(半田健) それでは、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、資料の確認をさせていただきたいと思っておりますが、本日は3つの資料を皆様のお手元に配布をさせていただきました。

本日は、資料1といたしまして「行政区のあり方に関する意見分類(案)」、資料2「第6回行政区のあり方調査検討特別委員会(発言要約)」、資料3といたしまして「行政区のあり方調査検討特別委員会 意見交換会会議録(要約版)」、この3つの資料をお手元に配布をさせていただいております。

お手元に配布済みでありますでしょうか。

それでは説明の方をさせていただきます。

最初に、資料2から説明をさせていただきます。

「第6回行政区のあり方調査検討特別委員会(発言要約)」をご覧ください。

資料2は7月1日開催の第6回特別委員会において、各委員から行政区等のあり方について発言をいただいたものを要約したものでございます。

発言のありました委員のお名前は記載しておりませんが、発言ごとに要約を記載し、ポイントとなるであろう項目につきましては、アンダーラインを付させていただいております。

中には、行政区制度に関すること、広報の配布など行政区の仕事。

それから、町民の意識など多岐にわたる意見がでておりました。

それらの意見をまとめさせていただいたものが資料2になります。

次に、資料3の説明をさせていただきたいと思っております。

「行政区のあり方調査検討特別委員会 意見交換会会議録(要約版)」というものでございますけれども、令和元年の第4回定例会におきまして、本特別委員会の設置のきっかけとなりました陳情書を提出されました「住みやすいまちづくりを考える会」高橋会長ほか3名の役員・会員の皆さんと、本特別委員会の中橋委員長、岡本副会長、小田幹事、小島幹事の4名で7月13日に行政区のあり方について意見交換会を開催させてい

いただきました。

その中で行政区制度の問題点や地域における活動の事例紹介などの多くのご意見をいただきまして、当初予定しておりました時間を大幅に超過する活発な意見をいただきまして、大変有意義な意見交換会となったものでございます。

その意見交換会の会議録の要約版として資料3として取りまとめをさせていただいております。

資料2と同じように、ポイントとなる点にはアンダーラインを付して記載をさせていただいたものでございます。

最後に、資料1になりますけれども「行政区のあり方に関する意見分類（案）」についてであります。

先ほどご説明させていただきました、資料2、特別委員会、資料3、意見交換会における行政区のあり方に関する意見を集約したものでございます。

その結果として取りまとめをさせていただいております。

その結果、1つ目として「行政区制度」、2つ目として「行政区の仕事」、3つ目として「役員のなり手不足」、4つ目として「行政区運営費」、5つ目として「公区長活動費」、6つ目として「町民意識・周知」、大きく6つの項目に分類され、その他にも意見がございましたけれども、それらについてはその他の項目ということで7つの大きな項目に分類することができたものでございます。

それぞれの項目につきまして、課題や問題点を資料2、資料3に基づきまして取りまとめたものでございます。

上段に、分類のタイトルを記載し、その下に明朝体で記載しておりますのが、委員会での意見を、最下段にゴシック体で記載をさせていただいておりますのが、意見交換会での意見を、それぞれ記載をさせていただいているものでございます。

1ページをご覧いただきたいと思いますが、まず、「行政区制度」についてであります。

行政区制度に関する意見を集約したものにになりますけれども、町が実施した公区長への聞き取り調査の結果や、今後の方向性に対する意見がありまして、現時点で行政区制度を無くすことは難しい、制度は残すけれども修正すべき点があるのではないかという意見がございました。

下段の意見交換会におきましても、委員会と同様の内容なものであります。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、

「行政区の仕事」についての分類でございます。

行政区設置条例の基づく町からの仕事と地域自治組織、町内会における取り組みなどについての仕事の住み分け・区別をしないとどちらの仕事か混同してしまうという意見がありました。

特に広報の配布につきましては、問題点や改善点が必要だという意見が多くあったものでございます。

この項目につきましても、意見交換会においても同様のものであります。

3ページになります。

「役員のなり手不足」という項目でございます。

過去から役員のなり手不足が、農村地域や本町地域の課題として挙げられておりましたが、この意見交換会、各委員からの意見交換の中では人口の多い札内地域においても役員のなり手不足の状況になるというご意見でございました。

特に意見交換会の中では、公区長のなり手不足が課題として挙げられているという意見もございました。

役員とは直接関係はございませんが、近年では平成30年の7月に本町地区の相川東公区と相川南公区が統合しているという実情もございます。

内容的には世帯人数が減少していることに加えまして、活動が共同で取り組んでいるというような事例などから統合したというお話でありますけれども、そういう動きが出て来ているのも事実でございます。

4ページをお開きください。

「行政区運営費」についてということでございます。

歴史的な流れの中で、広報が全世帯に配布されていないというような状況、運営費については透明性が必要ではないのかという意見が多くあったものでございます。

広報の配布世帯数が運営費の算定に反映されているのは、不適切と感じると意見交換会では発言がありました。

5ページになります。

「公区長活動費」についてのものでございます。

条例改正後におきましても公区長報酬と同等額が個人口座に支払われている例もあるというようなことでございます。

基本的に公区長活動費は行政区に交付して、行政区の取り決めで配分する方法などが必要ではなかろうかという意見。金額や算出方法も含め整理する必要があるのではないかという委員会の中でご意見もございました。

意見交換会におきましても、個人口座への支払いに対する支払方法の見直しや広報配布の世帯数がこれも同じように活動費の算定に反映されているということが不適切ではなかろうかという意見があったものでございます。

6ページになります。

「町民意識・周知」についてであります。

行政区と地域自治組織・町内会の違いが分かりにくい。それらの違いを理解していただかないとより良い地域活動が進まないのではないかということ。

それに加えまして、住民にもその違いを理解してもらうことが必要ではないのかという意見があったところでございます。

住民に理解をしていただくという部分につきましては、意見交換会においても同じような意見が述べられていたというものでございます。

7ページになります。

「その他」についてであります。

前段の6つの項目に集約できなかった意見をその他の意見ということでまとめさせていただいたものでございます。

この7つの項目につきましては、特別委員会における意見、住民組織との意見交換会から、行政区のあり方に関する課題の素案として考えられるものということで集約をさ

せていただいたものでございます。

本日は、これら7つの項目につきまして、追加・修正等も含めまして、ご協議をいただきたいと思っております。説明は以上であります。

○委員長（中橋友子） ただいま、配布されております資料につきまして、説明をいただきました。

最後の資料が集約されたものでありますから、最初の資料2と3につきましては、まとめた形での報告となっております。

ただいまの報告を聞いていただいた上でそれぞれ委員の皆さんがさらにこういう点で問題提起をということであれば、意見としてだしていただきたいですし、また、まとめられている意見の中で認識が違うということもあれば、是非出していただいて、いよいよ幕別町の公区が今後どうあるべきかというところに来年の3月に結論を出す予定ですが、方向性を絞る形に向けていきたいと思っております。

ぜひ皆さんの忌憚のない意見を出していただけますようお願いいたします。

それでは意見を求めます。質問でも結構です。

目を通していただくために少し時間が必要でしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、資料に目を通していただく時間を若干設けたいと思っております。読み終わりましたら、ご発言をお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 3つの資料、それぞれ大雑把に目を通させていただきました。

これが正解だという形がないものだから、難しい問題だと思っております。

3月にそのまま出すということですが、ゴールの形としては、公区制度を残して、改善すべきところをやるのかということと、公区制度をなくして自主制度だけにしますよということが大きな柱になってくるのだろうけれども、どっちかになってくることが素案の中身になってくるのかなと思うのだけれども、すごくそれぞれ正解や思いがあって大変だなという思いで読んでいます。

質問というのが、陳情を出してきた方の懇談会の中で2つ教えてほしいのです。

どういう意味なのかということです。

「公区長アンケートを尊重したいと考えるが、そこには政治的な意図がうかがえる。」、「条例が改正されたのに規則は改正されていない。不十分な制度改正で意図的なものが考えられる。」これは、どんな意図があるというふうに陳情者の方の思いがあるのかということが読めないものですから、これはどのような雰囲気だったのかということに参加された方にお尋ねしたいと思っております。

○委員長（中橋友子） メモをとっていただいておりますので、議事課長からお答え願います。

議事課長。

○議事課長（半田健） 一つ目の行政区制度に関する政治的意図がうかがえるのではないかということの一点目なのですが、意見交換会の中ではベースとしてお話をさせていただいたのは、町で実施した公区長への聞き取り調査を基にお話を伺ったということがございましたので、その結果の中で現職の公区長さんの中ではおおむね8割の方が

現状維持というようなお答えをされていたということから、現職の公区長さんにお聞きしたら、こういうような結果がでるのは最初から見えていたのではないのかというようにことからこういう意図があったのではないのかという発言があったものでございます。

それから2つ目の規則の改正の部分なのですが、公区長報酬から公区長活動費に変更された際の条例改正の際に、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、この特別委員会の設置のきっかけとなる陳情を提出いただきました。

その中でも公区長報酬の支出方法、この制度の改正についていろいろと意見が述べられていたというふうに記憶しています。

そのような中から、ただ単純に制度改正の名目上の変更だけを条例改正の中で公区長報酬を公区長活動費として、名目上変更しただけではないのかという思いからこのような発言があったというものでございます。

○委員（谷口和弥） わかりました。

○委員長（中橋友子） 交換会の意見は役員でさせていただいて、まとめていただいたとおりなのですが、問題提起の中の一つとして、町側がアンケートを実施した結果のことに、公区長のみ調査でよかったのかというのは出されました。

公区長のみ意見だけで、公区の必要性というのを判断するという事は難しいのではないかと。もっと言えば、公区の役員の皆さんたちの思いも受け止めていく必要があるのではないかとということも出されておりました。

関係がありますのでお伝えしておきます。いかがでしょうか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 委員会として最終的にどの辺のところまで意見として報告をされていくのかということや役員の方で集めていただきたいと思うのですが、事細かなことまで言うのか、大まかな形での報告にしていくのか。

これは、町が決めることですから、あまり足かせにならないような格好のだいたいの方向性と言いますか。議会では多少具体的なことが入ってもいいとしても、あまり具体的なことで報告書をあげていくことになるのかどうか。

その辺、検討をしていただきたいと思いますところでは。

先ほどの条例と施行規則の問題ですが、条例は特別職ではなくなったものから、全部消えちゃったのですよね。けど、施行規則はそのままなのです。

変わったのが、公区長報酬が公区長活動費というような名目になっただけで、中身は全く変わっていないので、その辺の形がどうなのかと。

条例は変わったのだけれども、施行規則は変わっていないというふうなところで、例えば、ここで問題になっているのは、行政区はいいのだろうということはその委員会の人もこの委員会もそれを認めていくという方向で最初にされているから、それはそれで公区として、公区長という名前も良いのでしょうかけれども、代表者ということですね。

結局、中身が2,000万円を超える行政区運営費が支払われている、半分が公区長活動費なわけですね。

それが個人に支払いされているケースもあれば、公区に納まって、公区の方から役員の方に出されているケースもあるということが行われている。

それは施行規則がそうなっているから、そういう二通りの支払い方があって、それが

問題なのではないかというようなことが言われている。

だから、施行規則が変わっていないのは、考えるべきではないのかというような話になるのではないかなと思うのですよね。

ここで、このページにも出てきますが広報の問題が出されておりました、前回の委員会でも私が申し上げたのですけれども、やはり役員が高齢化で広報を配るのが大変だという公区が札内にもあります。

町内会に入っていないから広報を配らないのだという、公区長さんもいらっしゃいまして、広報を配っている数だけ申請をして公区長活動費をもらっているのだという、そういうところもあるようであります。

そうでなくて、入ってなくても全戸配っている方もいらっしゃるわけですね。

そういうような形になっていまして、以前にも問題になったのですけれども、ごみカレンダーが初め、若い方はご存じないかもわかりませんが、公区長さんが配るといことで、わざわざ公区長さんに手数料を払って配っていただいていたことがありました。

これは公区長さんから公区長の仕事なのに何で二重にお金が出るのだという、公区長さんの方から指摘があって、町内会に入っているところしか配らないものですから、やっぱり700、800の世帯に配られなくて収集がうまくいかなかったということがありまして、そういう結果で町の方で全戸業者に頼んで配布をしてもらうという形になってごみの分別が進んだということがありますよね。

こういう実例がありまして、広報もよく似た格好になっているのではないのかなということがあろうかと思えます。

今回の決算でも246,058円がごみカレンダー手数料の配送料なのですよね。

1万2千世帯ありましたら、だいたい20円なのです。1世帯ね。まあ、分量が違いますから30円としたって、1年で1件に係るお金が360円なのですよね。

公区長報酬は1件あたり800円支払いされていますから、あと、均等割りは25,000円という形で支払いされていますから、だからもし全戸に配っていない公区については、それは町が配るようにして、どれだけの計算になるのかわかりませんが、配送手数料分を行政区運営費、公区長活動費から減額をして出せばよいのではないかと。それはごみカレンダーのときと同じなのですよね。

広報の配布については、班の活動だとか公の活動に必要なのだと。だから全部町で配布してもらうのはダメなのだという公区長さんもいらっしゃるのですよね。自分たちが班活動していただいている、そのことによって、広報を配ることによって活動が活性化しているので、だから、それは公区に任せてもらいたいのだという公区長さんもいらっしゃるわけですから。

ですから、その辺の柔軟な広報なりの考え方をここで一番、広報とでてきたものから、そういう方法も含めて考えるべきではないかということが考えとして申し上げておきたいということです。

○委員長(中橋友子) ただいまのご意見ですけれども、ほかの皆さんいかがでしょうか。

どんなふうにとまとめていくのかという芳滝委員からの方向性に向けての質問もありましたけれども、特別委員会としてはこの委員の皆さんのご意見をいただいて、それ以降

でまとめていくということが大前提にありまして、そのように進めようと思うのですが、今、配られた資料、それからこれまでに出示していただいた資料を見ますと、問題点がだんだん浮彫になってきていると思うのですよね。

その問題の一つが公区と町内会の住み分けの問題。

もう一つはただいまもありましたけれども、公区の運営費のあり方の問題。特に公区長に対する、個人口座に入れることも含めて、運営費のあり方の問題。

それから、三つめは広報紙が直接配られていない約 800 世帯の広報紙をどのように改善して届くようにしていくかという問題。

細かくは役員のなり手がなくなるとかありますけれども。

ですから、そういうところがぜひ意見収集に向けて、まとめて提言できれば、改善に向けることが必要なのだと思います。

今の意見、歴史的なことも含めて出示していただいたのですけれども、そういうところが皆さんの共通の思いなのではないかと思うのですけれども、どうでしょうかね。

だいたいそこに集約されていくのではないかと思うのですけれども。

なかなか難しいと思うのですけれども、今日まとめた資料をお渡ししたばかりですので、熟読していただいて、次に向けてということも大事なかなと思います。

その整理の仕方としましてね、皆さんから意見をいただいて整理していくこととあわせてまして本当はコロナがなければもっともっと他の行政区の視察も含めて、学びながら良いところを生かして、そして、町に提案したいとも思っていたのですよね。

ただ、それはなかなか今の状況では難しいので、資料として、音更町は去年から、幕別と同じような状況から、町内会を届出制にして整理された音更町の改正案などは、結構参考になるような中身もあるのですよね。

そういったものも必要な部分は皆さんに資料として見ていただいてあわせてご意見をいただく機会もあればよいかかなと思っております。

順次まとめていく段階で必要なときにお渡しをさせていただきたいと思います。

それでは、今、お二人からご意見をいただきました。

それも踏まえまして、次に向けてまた準備を進めていきたいと思いますので、皆さんは今日資料お持ち帰りになって、ぜひ熟読し、再度ご意見があったら次の機会に寄せていただきたい。

また、12月の定例会、3月の定例会を目標に積み重ねていきたいと思いますので、それに向けてまた皆さんのご意見をいただくようお願いし、今日は終わりたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長（中橋友子） それでは、1番の行政区のあり方について、今日の議論は終了したいと思います。

2番目のその他であります。皆さんの方から何かございますか。

(なしの声あり)

○委員長（中橋友子） それでは今日の委員会は以上を持って終了させていただきたいと思えます。

(閉会 11:44)